

文化行政の所管について

本県では、平成7年度から地方自治法第158条第1項の規定に基づく三重県部制条例（以下、「部制条例」という。）において文化の振興に関することを知事部局の所掌事務として規定し、文化行政を知事部局で所管してきました。

平成19年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）が改正され、第23条第1項に条例に定めるところにより知事が管理・執行できる旨が規定された後も、引き続き、部制条例を知事部局が文化行政を所管する根拠としてきたところです。

このことについて、令和5年6月定例会月会議において、文化の所管に係る法令上の整理について、明確さを欠いているとのご指摘をいただいたところです。

この点について、国に見解を確認したところ、平成19年の地教行法改正により、職務権限の特例規定が設けられたところであり、文化に関する事務を知事が管理・執行する場合には、同規定の手続きに則り行われるべきであるとの回答が示されました。

国の見解を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を改正し、知事が管理し、及び執行することとする事務に「文化に関すること」を加え、知事部局において文化に関する事務を所管する根拠を改めて整理することとします。

（参考1）国（文化庁）の見解

- ・地方公共団体における文化に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）において教育委員会の権限とされている。
- ・一方、従来から、一部の地方公共団体においては、委任等の方法により、首長部局が文化に関する事務を管理・執行している事例も見られたところである。そうした中、文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて首長において一元的に所掌することができることとする趣旨から、平成19年の地教行法改正により、職務権限の特例規定（現行の地教行法第23条）が設けられたところであり、文化に関する事務を首長が管理・執行する場合には、同規定の手続きに則り行われるべきである。

(参考2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

地教行法第23条第1項の規定に基づき、三重県教育委員会の職務権限のうち知事が管理し、及び執行することとする事務に文化に関することを加えるものです。

改正前	改正後
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、<u>同項第二号に規定するスポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)</u>は、知事が管理し、及び執行することとする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、<u>次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</u></p> <p>一 <u>スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u>。</p> <p>二 <u>文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)</u>。</p>